

| | |
|------------------|---|
| Title | 戦争と信用通貨並に財政 (四) |
| Sub Title | |
| Author | 堀江, 帰一 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1918 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.8 (1918. 8) ,p.1127(99)- 1139(111) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180801-0099 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資本金五百萬圓——海上及運送保險兼營

本社 東京市日本橋區檜物町十二番地 (電話日本局 三三三〇 同 三三三三 同 三三三三 同 三三三三)

支店 大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、仙臺、福岡

代理店は全國及び海外極要の地にあり



千代田火災保險株式會社

- | | | | |
|-------|-------|-------|------|
| 取締役社長 | 門野幾之進 | 取締役益田 | 太郎 |
| 專務取締役 | 新井由三郎 | 取締役川崎 | 芳太郎 |
| 取締役 | 成瀬正恭 | 監查役坂田 | 實 |
| 取締役 | 北川禮弼 | 監查役赤星 | 鐵馬 |
| 取締役 | 輔樺山愛 | 監查役福澤 | 大四郎 |
| 取締役 | 松原重榮 | 同 | 山名次郎 |

雜 錄

戰爭と信用通貨並に財政(四)

堀江 歸一

第三章 戰時財政一斑

第一節 歲出入の概況

左に千九百十七年三月三十一日に終る一會計年度内の歲出入豫算額并に現計額に掲げて、戰時財政を説明する資料に充つ可し。

| 現 計 | 豫 算 | 豫算に對する現計の増減 |
|------------|--------|-------------|
| 海關稅 七〇、五六一 | 七一、〇〇〇 | 減 四三九 |
| 物產稅 五六、三八〇 | 六五、〇〇〇 | 減 八、六二〇 |
| 相續稅 三一、二三二 | 三〇、〇〇〇 | 增 一、二三二 |
| 印紙稅 七、八七八 | 七、〇〇〇 | 增 八七八 |
| 地 租 六四〇 | | |
| 家屋稅 一、九四〇 | 二、六五〇 | 減 七〇 |

所得 稅二〇五、〇三三 一九五、〇〇〇 增一〇、〇三三
 戰時利益稅一三九、九二〇 八六、〇〇〇 增五三、九二〇
 土地增價稅 五二一 四七五 增 四六
 郵便業 二四、三五〇 三六、一〇〇 減 二、〇〇〇
 電信業 三、三五〇 五五〇 增 一〇〇
 電話業 六、四〇〇 五、〇〇〇 增 一、四〇〇
 官有地 六五〇 五、〇〇〇 增 三、〇五五
 諸貸付金收入 八、〇五五 三、五〇〇 增 一、一五六
 其 他 一六、五一六 三、五〇〇 增 一、一五六
 合 計 五七三、四二七 五〇二、二七五 增 七一一、一五二

前表を見るに、豫算に對して、現計に最も大なる相違を生じたるは戰時利益稅の收入にして増率六割三分の多きに及びたるが、一方に毎小四半季に於ける同稅の收入額を擧ぐれば、左の如し。

| | |
|---------------------|---------|
| 一九一六年六月三十日に終る四小半季 | 六、二一九千磅 |
| 一九一六年九月三十日に終る四小半季 | 二五、一六六 |
| 一九一六年十二月三十一日に終る四小半季 | 四八、四四三 |
| 一九一七年三月三十一日に終る四小半季 | 六〇、〇九二 |
| 合 計 | 一三九、九二〇 |

一方に右會計年度に於ける經費の現計は二億九千八百一十一萬三千磅にして、當初の豫算を超過すること三億七千二百七十三萬三千磅に達し、又右の經費を上記の收入に比較するときは、不足額は十六億二千四百六十八萬五千磅に上り、政府は主として公債募集并に借入金に依て之に應せんとしたり。公債借入金の形態を擧ぐれば、左の如し。

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 一九二九年—四二年四分利軍事公債 | 七八〇、三七六、七一〇 |
| 一九二九年—四七年五分利軍事公債 | 三四〇、五六四、五九五 |
| 國庫債券 | 三三三、二八九、八九六 |
| 其他の公債(一九一四—一六年の軍事公債法に據れるもの) | 一九七、六三〇、〇〇〇 |
| 一時借入金 | 七二、七五〇、〇〇〇 |
| 戦時貯蓄證券 | 二二、五六一、〇〇〇 |
| 軍事投證券 | 四二四 |
| 一九二五年—四五年四分半利軍事公債 | 八一六 |
| 一九一四年—一九〇三年軍事公債法 | 七〇〇 |
| 一九一四年家屋法 | 七〇〇 |
| 海關稅 | 一九一八年 七〇、七五〇 |
| | 一九一七年 七〇、五六一 |
| | 一九一六年 五九、六〇六 |
| | 一九一五年 三八、六六二 |
| | 一九一四年 三五、四五〇 |

開戦以後連年の會計年度に於て、收入の増加したる狀況は左の一表に於て明なり。

| | |
|------------------|---------------|
| 地金借入 | 四〇、〇〇〇 |
| 合 計 | 一、七二八、二一四、一四一 |
| 一九一四年三月三十一日に終る年度 | 一九八、二四三、千磅 |
| 一九一五年同上 | 二二六、六九四 |
| 一九一六年同上 | 三三六、七六七 |
| 一九一七年同上 | 五七三、四二七 |
| 一九一八年同上 | 六三八、六〇〇 |

開戦前の十年間を通じて、經費に連年五百萬磅の増加を來したる事實を斟酌するも、千九百十四年三月末に終る年度の歳入と千九百十八年三月末日に終る年度の歳入とを比較し、戦争の爲めに直接に増加したる租稅の四億二千萬磅に上ることを知るに難からず、更に次表に於て開戦以來收入の各項目に於ける増減を示して比較に便ならしむ可し。(單位一千磅)

| | | | | | |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 物產稅 | 三四、九五〇 | 五六、三八〇 | 六一、二一〇 | 四二、三二二 | 三九、五九〇 |
| 相續稅 | 二九、〇〇〇 | 三一、二二二 | 三一、〇三五 | 二八、三八二 | 二七、三五九 |
| 印紙稅 | 八、〇〇〇 | 七、八七八 | 六、七六四 | 七、五七七 | 九、九六六 |
| 地屋稅 | 六五〇 | 六四〇 | 六六〇 | 六三〇 | 七〇〇 |
| 家屋稅 | 一九五〇 | 一九四〇 | 一九九〇 | 一九三〇 | 二、〇〇〇 |
| 所得稅 | 二二四、〇〇〇 | 二〇五、〇三三 | 二二八、三二〇 | 六九、三九九 | 四七、二四九 |
| 戰時利益稅 | 二〇〇、〇〇〇 | 一三九、九二〇 | 一四〇 | — | — |
| 土地增價稅 | 四〇〇 | 五二一 | 三六三 | 四二二 | 七一五 |
| 小計 | 五六九、七〇〇 | 五一四、一〇五 | 二九〇、〇八八 | 一八九、三〇五 | 一六三、〇二九 |
| 歳入に對する租稅收入率 | 八割九二 | 八割九六 | 八割六一 | 八割三一 | 八割二二 |
| 郵便業 | 二四、二〇〇 | 二四、三五〇 | 二四、一〇〇 | 二〇、四〇〇 | 二一、一九〇 |
| 電業 | 三、二五〇 | 三、三五〇 | 三、三五〇 | 三、〇〇〇 | 三、〇八〇 |
| 電業 | 六、二五〇 | 六、四〇〇 | 六、四五〇 | 六、二五〇 | 六、五三〇 |
| 官有地業 | 六〇〇 | 六五〇 | 五五〇 | 五四五 | 五三〇 |
| 貸付金收入 | 七、五〇〇 | 八、〇五六 | 二、四三二 | 一、二七七 | 一、五八〇 |
| 雜收 | 二七、一〇〇 | 一六、五一七 | 九、七七七 | 五、九一七 | 二、三〇四 |
| 小計 | 六八、九〇〇 | 五九、三二三 | 四六、六七九 | 三七、三八九 | 三五、二一四 |
| 歳入に對する租稅外收入率 | 一割〇八 | 一割〇四 | 一割三九 | 一割六五 | 一割七五 |
| 合 計 | 六三八、六〇〇 | 五七三、四二八 | 三三六、七六七 | 二二六、六九四 | 一九八、二四三 |

第二節 經費の全額議決

千九百十六年十月十一日當時の首相アスキス 次いで同年十二月十四日新大藏大臣ポナロー氏は千九百十七年三月末日に終る會計年度に於て 氏亦四億磅の全額議決を請求し、更に千九百十

七年二月十二日五億五千萬磅の全額議決を請求したるが、此内の二億磅は三月末日に終る年度の經費に充て、三億五千萬磅は四月一日より五月三十一日に終る臨時の經費に應ずるの目的に出でたり。然も當時政府は合衆國の聯合諸國に致す可き財政上の援助の大なる可きことを想像し全額議決の金額を左の程度に止めたるに、合衆國の援助大なるを得ざりしが爲めに、五月九日五億磅の全額議決を必要とし七月二十四日更に六億五千萬磅の全額議決を必要としたり。當時大藏大臣は斯く頻繁に全額議決の必要を訴へたる事情を説明し、聯合諸國に對する貸付金、陸軍并に軍需品の經費を低額に豫算したるの結果なりと云へり。而して千九百十七年四月一日より同七月二十一日に至る間、聯合諸國に對する貸出金は一億九千七百萬磅、殖民地に對する貸出金は四百萬磅に上り、開戦以來の貸出金は聯

合諸國に對する分十億二千五百萬磅、殖民地に對する分一億四千六百萬磅に達したり。更に開戦以來毎年度の全額議決に依る經費を舉ぐれば千九百十四年度分三億六千二百萬磅千九百十五年度分十四億二千萬磅、千九百十六年度分二十億二千萬磅にして千九百十七年七月に至る分十五億磅なり。

第三節 大藏省證券

開戦第三年の始即ち千九百十六年八月五日現在の大藏省證券は八億五千六百五十九萬七千磅にして、總て新發行法の下に發行せられたり。新發行法と稱するは千九百十五年四月十三日に始まり、國庫は英蘭銀行を通じて、公告したる割引歩合の下に、期限三個月、六個月、九個月并に十二個月額面一千、五千、一萬磅の大藏省證券を無限に發行するものなり。千九百十六年七月十四日以來六個月證券の割引歩合は五分七厘五毛、一個年證券の割引歩合は六分なりしが同年九月二十七日を以て、兩者共に五分五厘に引下げられ、三個月期限の證券と同率と爲れり斯く割引歩合の引下げられたるは十月二日を以て發行せらる可き六分利付國庫債券に對する應募者を求むるの必要に出でたるものなり。即ち國庫債券と大藏省證券との間には利率に五厘の差あるに拘はらず、後者に對する應募は甚だ盛にして、九月三十日に於ける現在高十億四千一百四十八萬八千磅に對して、十二月十六日には十一億四千八百五十四萬五千磅に上り、開戦以來三年間に於ける記録を示したり。斯く大藏省證券の一般に需要せらるゝは、其短期なるの故を以てなり。戦前此證券を購入するものは殆ど銀行と金融商會との二者に限られたるが、新賣却法採用せられて以來、一般放資者の需要増加し、近き將來に支拂を爲す可き人に取つて、適

當なる放資物と爲れるのみならず、銀行金融商會其他の放資者も亦近き將來に現金に代る可き證券を有するを以て、最も安全なりとしたり。然るに政府が千九百十七年一月四日大藏省證券の賣却を中止したるは、軍事公債の發行に備ふるが爲めにして、新公債の「プロスペクタス」は一月十二日を以て公けにせられたり。大藏省證券は一方に満期と爲るものありて、他の一方に新に發行せらるゝものなきが故に、現在高は漸次減少し、四月十四日には戦争第三年の最小限たる四億五千四百四十七萬八千磅と爲れり。即ち千九百十六年十二月十六日より千九百十七年四月十四日に至る間に於て、現在高に六億九千四百六萬七千磅の減少を告げたるものにして

此内の一億三千七十一萬一千九百五十磅は新軍事公債の應募に振替へられたるなり。新軍事公債の収入は主として大藏證券の賣却中止以來増

加したる臨時借入金の支拂并に大藏省證券の償還に供せられたるを以て、政府が大藏省證券の賣却を復舊するに至る可きは、略ぼ一般の豫想したる所なりき。即ち政府は千九百十七年三月二十三日を以て、戦前に行はれたる方式に據り大藏省證券の額面一千、五千、一萬磅、期限三個月、六個月、十二個月のものを發行することを公にし、三月三十日公賣、四月三日拂込の規

定を以て、五千萬磅を發行したるが、公賣の結果を見るに、期限三個月の證券は九十八磅十六志三片四分の三、期限六個月の證券は九十七磅十一志二片以上の價格を以て、全額募入と爲り期限十二個月の證券は價格九十五磅を以て總額に對する九割六分の募入を告げたり。尙ほ其以後に於ける發行額各期限の證券に對する募入最低價格を掲ぐれば左表の如し。

| 證券日付 | 發行高 | 期限三個月 | 期限六個月 | 期限十二個月 |
|-----------|-------|--------------|-------------|------------|
| 一九一七年四月三日 | 五〇百萬磅 | 九八磅一六志三片四分三 | 九七磅一志二片 | 九五〇〇志〇片 |
| 同 十七日 | 五〇 | 九八 一六 四 | 九七 一一 二 二分一 | 九五 〇〇 二分一 |
| 同 二十四日 | 五〇 | 九八 一五 一〇 | 九七 一〇 六 四分一 | 九五 〇〇 |
| 同 五月一日 | 二〇 | 九八 一五 九 四分一 | 九七 一〇 一 二分一 | 九五 〇〇 |
| 同 同 八日 | 二〇 | 九八 一五 一〇 二分一 | 九七 一一 一 六 | 九五 一 六 |
| 同 同 十五日 | 二五 | 九八 一五 八 二分一 | 九七 一一 五 二分一 | 九五 二 六 |
| 同 同 二十二日 | 二〇 | 九八 一六 〇 二分一 | 九七 一二 一 | 九五 二 六 |
| 同 同 二十九日 | 三〇 | 九八 一五 一 二分一 | 九七 一二 〇 | 九五 二 六 |
| 同 六月五日 | 四〇 | 九八 一五 九 二分一 | 九七 一一 一 〇 | 九五 二 六 |
| 同 同 十二日 | 二五 | 九八 一六 〇 四分三 | 九七 一二 四 二分一 | 九五 二 六 四分一 |
| 同 同 十九日 | 二五 | 九八 一五 九 二分一 | 九七 一一 一 〇 | 九五 二 六 四分一 |

前記の如き方法條件を以て、大藏省證券を賣却しつゝある他の一方に於て政府は四月二十三日豫め決定したる割引利率例へば前一週間内に公賣せられたる平均割引利率を以て、隨時證券を發行す可きことを公にしたり。但し新に發行せらる可き五分利國庫債券の應募者を大藏省證券に奪取することを防ぐ爲めに、右の方法に依る應募者は之を銀行并に割引商會に限り且つ二萬五千磅を以て應募の最低限度としたり。斯くて千九百十七年三月末以來公賣法の下に發行せられたる大藏省證券は三億五千五百萬磅に及びたるを以て、六月十八日に至り、大藏省は翌日以後再度の告示を爲すまで、公賣法を中止することとし、一方に隨時決定せらるる割引利率の下に、日々大藏省證券を發行する方法を復活したり。而して以前は右方法に依る應募者は證券發行の當日代金を拂込む規定なりしが、今日之

を發行の翌日とし、割引利率は期限三個月並に六個月の分共に六月十九日に四分五厘と決定せられたるが、七月三日に至り、四分七厘五毛に改められたり。今開戦の當初以來毎年八月上旬に於ける大藏省證券の現在高は左の如し。

| 現 在 高 | 前年に對する増減 |
|----------------------|-------------|
| 一九一四年八月一日 一五、五〇〇千磅 | |
| 一九一五年八月七日 二二、三三六、三三二 | 増 二二〇、八二二千磅 |
| 一九一六年八月五日 八五、五五六、五五七 | 増 六二〇、二三五 |
| 一九一七年八月四日 七五七、九七七 | 減 九八、五八〇 |

第四節 臨時借入金

政府の一時借入金は戦争第三年に於て著しく増加し、千九百十六年八月五日の現在高五千三百三十九萬六千五百磅に對して、千九百十七年八月四日の現在高は二億四千六百十三萬一千五百磅に上り、一億九千二百七十三萬五千磅に當り。而して當時の大藏省證券現在高七億五千七百九十七萬七千磅を加ふるときは、戦争第三年末に於ける流動公債は十億四百八十萬八千五百

磅に達する計算なり。

第五節 軍事費證券

軍事費證券の發行は新軍事公債の發行期切迫を見越して、國庫債券と共に、千九百十七年一月一日限り廢止せられたるが、然も千九百十六年六月三日第一回の發行以來國庫に齎したる收入は二千三百五十六萬一千磅に及び。全體の發行高二千九百八十七萬八千五百磅の内より軍事公債拂込の爲めに鎖却せられたる金額六百三十一萬七千五百磅を除く) 軍事費證券發行の最後に於ては、政府は二年後に額面を以て、償還す可き條件の下に、八十九の價格を以て發行したり。

第六節 國庫債券

戰爭第二年に於ては、政府は三種國庫債券を日々無限に發行する方法を取れり。第一額面百、二百、五百、一千、五千磅にして、英蘭銀

行又は其他の銀行に於て發行せられ、千九百十九年十月五日を償還期とする五分利付證券、第二前同様の條件にして、千九百二十一年十月五日を償還期とするもの、第三額面五、二十、五十磅にして、郵便局又は銀行に於て發行せられ、千九百二十年十二月一日を償還期とする五分利付證券是れなり。千九百十六年九月二十七日大藏省は上記の内、千九百十九年十月五日を償還期とする國庫債券の賣却を中止し、十月二日より千九百二十年二月十六日を償還期とし、毎年二月並に八月を利子支拂期とする額面百、二百、五百、一千並に五千磅の六分利付新債券を發行し且つ此新債券は外國に發行せらるゝ公債、國庫債券、大藏證券又は他の短期證券を除き、將來發行せらるゝ軍事公債の拂込に現金と同様に供用するを得ることゝしたり。又五分利付國庫債券の發行は十月二十日を以て中止せられ、額面

五、二十並に五十磅の六分利付債券之に代つて十月十六日より郵便局を通じて發行せらるゝことゝ爲れり。

斯く政府が國庫債券の利率を引上げたる目的は第一長期の公債を發行するに適當なる時期の到來するまで、比較的短期の公債を發行するに便ならしむること、第二外國の資金を吸収して中立國の爲替を確實ならしむること、第三從來大藏省證券に投せられたる資金を期限の長き國庫債券に轉換せしむることの諸點に繋り、殊に第三の目的に資する爲め、從來五分七厘五毛付の六個月期限大藏省證券並に六分利付の一個年期限大藏省證券の利率は五分五厘に引下げられ三個月期限證券の利率と同じきに至れり、六分利付國庫債券の發行は直に世間に劇烈なる非難を招くの原因と爲れり。蓋し英國の信用は外國の資金を吸収するに六分の利子を以てするに非

ざれば、不可能なる程度までに墜落したるの感想を世人に懐かしめたるは、非難の焦點たるのみならず、斯る高利證券の發行は其豫告のみを以てして、現行各種有價證券の市價を壓迫するもの少なからざりき。現に銀行通信錄の計算に據れば、三百八十七種の代表的有價證券の總價格は千九百十六年九月二十日より、同年十月二十日に至る間に於て、二十八億九千六百三十九萬磅より、二十八億三千一百八萬二千磅に下落し、更に十一月二十日には三千三百萬磅十二月十八日には三千九百萬磅の低落を告げたり。殊に六分利付國庫債券の發行に不快の感を懷きたるは四分半利公債の所有者にして、彼等は國庫債券の發行を以て政府に於て長期公債の發行を延期するの手段なりと解釋し、隨て將來發行せらる可き公債に自己の有する四分半利公債を借換うるの特典を奪はれたるものなりとしたり。

斯くて九月二十七日より十月三日に至る間に於て、四分半利公債の市價は九十六磅とり九十二磅半に低落し、纔に大藏大臣自ら下院に於て、今後適當の時機を以て、長期公債を發行す可きことを聲明して、反對を緩和するを得たり。

斯く世間非難の間に六分利付國庫債券の發行せられたるは、當時の政府が戦時財政の進行するに隨ひ、公債の應募を促すものは金利歩合に非ずして、寧ろ國民の愛國心に存し隨て國民に公債應募の便宜を與へ、國民の間に公債を普及せしむるの必要ある事實を閑却したる結果とす可く、此邊の用意宜しきを得んには、適當なる利率を以て、毎週五千萬磅の資金を國庫に吸収するは、必ずしも難事を以て、目す可からざるなり。但し六分利付國庫債券は千九百十七年一月一日長期新軍事公債發行期の切迫したる爲めに中止せられたり。左に千九百十六年十月二日

始めて六分利付債券發行せられて以來國庫の毎週收入高を表示すれば左の如し。

| | |
|--------------------|-----------|
| 各日に終る一週 | 國庫收納高 |
| 一九二〇年二月償還六分利付國庫債券 | 二〇、六一千磅 |
| 一九一六年十月七日 | 一六、〇〇六 |
| 同 同 十四日 | 一三、二七九 |
| 同 同 二十一日 | 一四、二三一 |
| 同 同 二十八日 | 一二、四七九 |
| 同 同 十一月四日 | 一二、七二六 |
| 同 同 十一日 | 一二、五〇八 |
| 同 同 十八日 | 一〇、一九二 |
| 同 同 二十五日 | 九、四八〇 |
| 同 同 十二月二日 | 一〇、〇二五 |
| 同 同 九日 | 六、二五一 |
| 同 同 十六日 | 九、一九四 |
| 同 同 二十三日 | 一、三二七 |
| 同 同 三十日 | 一、三二七 |
| 一九一七年一月六日 | 一、三二七 |
| 同年一月七日より二月十七日に至るまで | 四二〇、七 |
| 計 | 一六〇、九五一、七 |

政府は千九百十七年四月十三日を以て、五分利付國庫債券の連日發行を公布したり。此證券

は千九百二十二年四月一日額面を以て、償還せらるゝ規定なれども、尙ほ所有者は三個月以前の豫告に依り、千九百十九年十月一日額面を以て償還を請求するを得べく、額面は百、二百、五百、一千並に五千磅にして、内國稅管理局は相續稅又は超過利益稅の納付に、軍需省は軍需品出納に此證券の代用を許可す。但し相續稅の場合に於て、上記證券が當初發行の時より、死亡當時まで又は死亡前六個月間被相續者に依て所有せられたること、超過利益稅並に軍需省出納の場合に於て、當初發行の時より納稅當時まで、又は納稅前六個月間納稅者に依て所有せられたることを要す。五分利付國庫債券の發行に依る國庫の毎週收入は左表の如し。

| | | |
|-----|---------|---------|
| 同 | 同 二十一日 | 六、六九一千磅 |
| 同 | 同 二十八日 | 五、五三四 |
| 同 | 同 五日 | 四、〇〇五 |
| 同 | 同 十二日 | 三、七四六 |
| 同 | 同 十九日 | 三、九一三 |
| 同 | 同 二十六日 | 二、八二五 |
| 同 | 同 六月 二日 | 二、五〇二 |
| 同 | 同 九日 | 五、二二六 |
| 同 | 同 十六日 | 二、六〇三 |
| 同 | 同 二十三日 | 三、〇五六 |
| 同 | 同 三十日 | 二、八六七 |
| 同 | 同 七月 七日 | 四、九二九 |
| 同 | 同 十四日 | 二、三六六 |
| 同 | 同 二十一日 | 三、三五九 |
| 同 | 同 二十八日 | 二、七三五 |
| 同 | 同 八月 四日 | 三、六八三 |
| 合 計 | | 六二、六四九 |

左に開戦以來千九百十七年八月四日に至る、各種國庫債券の連日賣却に依て國庫に得する收入を掲ぐ。

| | |
|------------|-------------|
| 各日に終る一週 | 國庫收入 |
| 一九一七年四月十四日 | 二、六〇九千磅 |
| 種 類 | 償 還 期 |
| 五分利付國庫債券 | 一九一九年十月五日 |
| 國庫債券 | 三四、二六二、六〇四磅 |

| | | |
|--------------|------------|-------------|
| 同 上 | 一九二〇年十二月一日 | 二三七、八二九、四六九 |
| 同 上 | 一九二一年十月五日 | 六二、四九五、五二七 |
| 同 上 | 一九一九年十月一日 | 六二、六四九、〇〇〇 |
| 六分利付 國庫債券 | 一九二〇年二月十六日 | 一六〇、九五五、七〇〇 |
| 合 計 | | 五五八、一八八、三〇〇 |

此外國庫は開戦以來千九百十五年三月に至るまで舊來の最高價募入法に依り、三分利付國庫債券四千七百九十四萬二千三百四十五磅を實收したり。

第七節 戦時貯蓄證券

戦時貯蓄證券は政府に於て一通十五志六片の價格を以て賣却し、五個年の後に一磅の價格を以て償還するものにして、其所有者の所得には所得税を賦課せず、又一人五百通を限り賣渡すの制限あり。千九百十六年二月始めて發行せられ、千九百十七年八月四日に至るまで國庫の收納したる所八千七百二十萬磅に及び五分利付軍事公債發行の間(一九一七年一月十二日より二

月十六日に至る)並に其後三週間發行高の特に多額に上れるは、左表に示す所の如し。

自一九一六年十一月二十六日至一九一七年三月三十一日戦時貯蓄證券の賣却に國庫の毎週收入

| | |
|---------------|---------------|
| 各日に終る毎週間 收入 | 各日に終る毎週間 收入 |
| 一九一六年 | 一九一七年 |
| 十二月二日 一、〇五〇千磅 | 二月 三日 二、〇〇〇千磅 |
| 同 九日 九〇〇 | 同 十日 三、〇〇〇 |
| 同 十六日 九〇〇 | 同 十七日 五、〇〇〇 |
| 同 二十三日 六〇〇 | 同 二十四日 七、〇〇〇 |
| 同 三十日 三〇〇 | 三月 三日 四、〇〇〇 |
| 一九一七年 | |
| 一月 六日 一、〇〇〇 | 同 十日 三、五〇〇 |
| 同 十三日 一、二〇〇 | 同 十七日 一、〇〇〇 |
| 同 二十日 一、一〇〇 | 同 二十四日 二、〇〇〇 |
| 同 二十七日 一、五〇〇 | 同 三十一日 二、〇〇〇 |

前表に於て、一月十二日より三月十日に至る間、戦時貯蓄證券の賣却高の特に増加したるは新軍事公債に對する應募受付の續行中、公衆並に新聞紙の愛國的刺戟の盛なりしが爲めに、軍事公債に應募する能はざる者も尙ほ戦時貯蓄證

券を買入れて、以て其分を致さんとしたるが故なり。

同年六月十七日に至る戦時貯蓄證券賣却高の類別表を公にしたり。即ち左の如し。

千九百十七年六月二十九日大藏省は當初より

| 枚 數 | 額 面 | 賣 價 | 收 入 |
|-------------------------------------|--------|--------|------------------|
| 二五、二二二、七〇〇 | 一磅 | 一五志六片 | 一九、五三九、四八二磅一〇志〇〇 |
| 六〇四、九四八 | 一二 | 九磅 六志 | 五、六二六、〇一六 八〇 |
| 九〇七、六五七 | 二五 | 一九 七 六 | 一七、五八五、八五四 七 六 |
| 五四、六七〇 | 五〇〇 | 三八七 一〇 | 二一、一八四、六二五 〇 〇 |
| 一六八、二一三 | 種々 | | 一九、三〇〇、七三四 一 六 |
| 二六、九四八、一八八 | | | 八三、二三七、〇七二 七 |
| 每四小半季に於て國庫が戦時貯蓄證券の發行に依り收納したる金額左の如し。 | | | |
| 毎期に終る四小半季 | | | |
| 一九一六年 三月三十一日(六週間) | 收 入 | 毎週平均 | 二〇八千磅 |
| 同 六月三十日 | 三、九五〇 | | 三〇四 |
| 同 九月三十日 | 二四、五〇〇 | | 一、八八五 |
| 同 十二月三十一日 | 一一、八〇〇 | | 九〇八 |
| 一九一七年 三月三十一日 | 三二、五〇〇 | | 二、五〇〇 |
| 同 六月三十日 | 九、八〇〇 | | 七五四 |
| 同 八月 四日(五週間) | 三、四〇〇 | | 六八〇 |
| 合 計 | 八七、二〇〇 | | 一、一四七 |